

安楽死について

令和元年6月17日
奈良総合法律事務所
弁護士 荒木 秀夫

- 1 安楽死 (Euthanasia) とは
法律上の定義はない。
広辞苑によると「助かる見込みのない病人を、本人の希望に従って、苦痛の少ない方法で、人為的に死なせること」
- 2 一般に、積極的安楽死と消極的安楽死に分類される。
 - (1) 積極的安楽死 直接薬物などを用いて死期を早める。
 - (2) 消極的安楽死 延命治療を控えたり中止したりして死期を早める。
- 3 積極的安楽死の違法性
 - (1) 積極的安楽死は、日本では犯罪（殺人、嘱託殺人、自殺幇助）に該当する。
 - ア 殺人 人を殺すこと
 - イ 嘱託殺人 被害者の嘱託を受けて人を殺すこと
 - ウ 自殺幇助 被害者が自殺するのを助けること
 - (2) 例外的に（積極的）安楽死が罪に問われない要件を判示する裁判例あり。
 - ア 平成7年3月横浜地裁判決（東海大学安楽死判決）
多発性骨髄腫の男性患者を、主治医が塩化カリウム製剤を静脈注射して殺害
 - (ア) 患者に耐え難い激しい肉体的苦痛が存在する。
 - (イ) 患者について死が避けられず、かつその死が迫っている。
 - (ウ) 患者の肉体的苦痛を除去、緩和するために方法を尽くし他に代替手段がない。
 - (エ) 患者の意思表示。
 - (3) 海外の動向
 - ア （積極的）安楽死を法律で認める国もある。
スイス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクなど
 - イ スイスでは民間団体が外国人の安楽死を受けている。
- 4 安楽死の是非論
（ポイント）
 - (1) 生命尊重 vs 苦痛の緩和、自己決定
 - (2) 代替手段、患者の意思の確認
（本当に死なせるしかないのか、本当に死を欲しているのか）

以上